

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（規則第七号）（市町行財政課）

一 改正の要旨

広島県の実務を市町が処理する特例を定める条例の一部改正に伴い、規則に定める事務の範囲の規定について必要な改正を行った。

二 施行期日

令和八年四月一日